

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

抗 議 文

わたしたち日本聖公会は、昨年5月28日に、古本純一郎首座主教名で、「靖国神社『公式』参拝に反対する要望書」を小泉首相宛に送りましたが、首相は昨年8月13日に国の内外からの激しい反対と、憂慮を無視して内閣総理大臣として参拝を強行しました。そして今年の春季例大祭初日の4月21日に、ふたたび抜き打ち的に靖国神社参拝を強行しています。このことは小泉首相が、靖国神社の本来もっている軍事的国家主義的性格をいささかもわきまえようとしない横暴な振る舞いであるとしか考えられません。

わたしたちは以下の理由から、首相の今回の行動は明らかな違憲行為であり、とうてい認めることができないものと考え、抗議いたします。

1. 戦前、天皇制国家のシンボルであり、国家神道の要であった靖国神社は、戦後においてもA級戦争犯罪者を「昭和殉難者」として合祀するなど、いささかもその性格を変えていません。そこに日本行政の最高の長たる内閣総理大臣が参拝することは、その時期、形式の如何にかかわらず、過去15年にわたる日本の軍国主義及び侵略戦争を、国家が公然と肯定し、正当化していることに他なりません。
2. しかも絶対非戦・非武装を国是とする日本国憲法を無視して、戦争事態法ともいうべき有事法制の閣議決定、国会上程の時期に合わせて首相が靖国神社に参拝したことは、今後日本が「戦争する国」となって想定される戦没者を「慰霊」する施設として、靖国神社を位置付けようとしている意図は明らかです。
3. 神社神道に属する一宗教法人である靖国神社に、小泉首相が内閣総理大臣として参拝すること、しかも靖国神社にとって最も重要な祭典である春季例大祭初日に合わせて参拝することは、とりもなおさず憲法第20条の政教分離の原則に公然と違反する行為であるだけでなく、国務大臣の憲法尊重の義務を規定する憲法第99条の最高法規をないがしろにするものです。
4. このことは日本自身の問題であると共に、かつてのアジア・太平洋戦争における日本の侵略と植民地支配によって、筆舌に尽くし難い惨禍を被った中国、韓国・朝鮮を始めとするアジア諸国の民衆の感情を逆なでし、あえて傷つけようとする行為に他なりません。

以上、小泉首相の度重なる靖国参拝は、日本の敗戦によって勝ち得られた歴史認識をないがしろにし、憲法の絶対非戦の理念、思想・信仰・良心の自由と政教分離の原則を無視する許し難い行為です。このことを黙過し、黙認することはできません。日本が戦争への道を歩み出そうとしている今日ほど、わたしたちは、預言者として語り、行動することを求められています。今一度1945年8月15日の日本敗戦の原点に返って、そこから今日の日本の平和の危機と、信仰・思想・良心の自由の侵害にしっかりと立ち向かい、時に即応した「否」の態度をはっきり示していきたいと思えます。

わたしたちは、小泉首相が靖国神社にいかなる時期、いかなる形式であれ参拝することに反対し、抗議することを決議します。

2002年5月30日

日本聖公会第53(定期)総会
議長 首座主教 古本純一郎